

研究開発税制の 令和8年度税制改正について

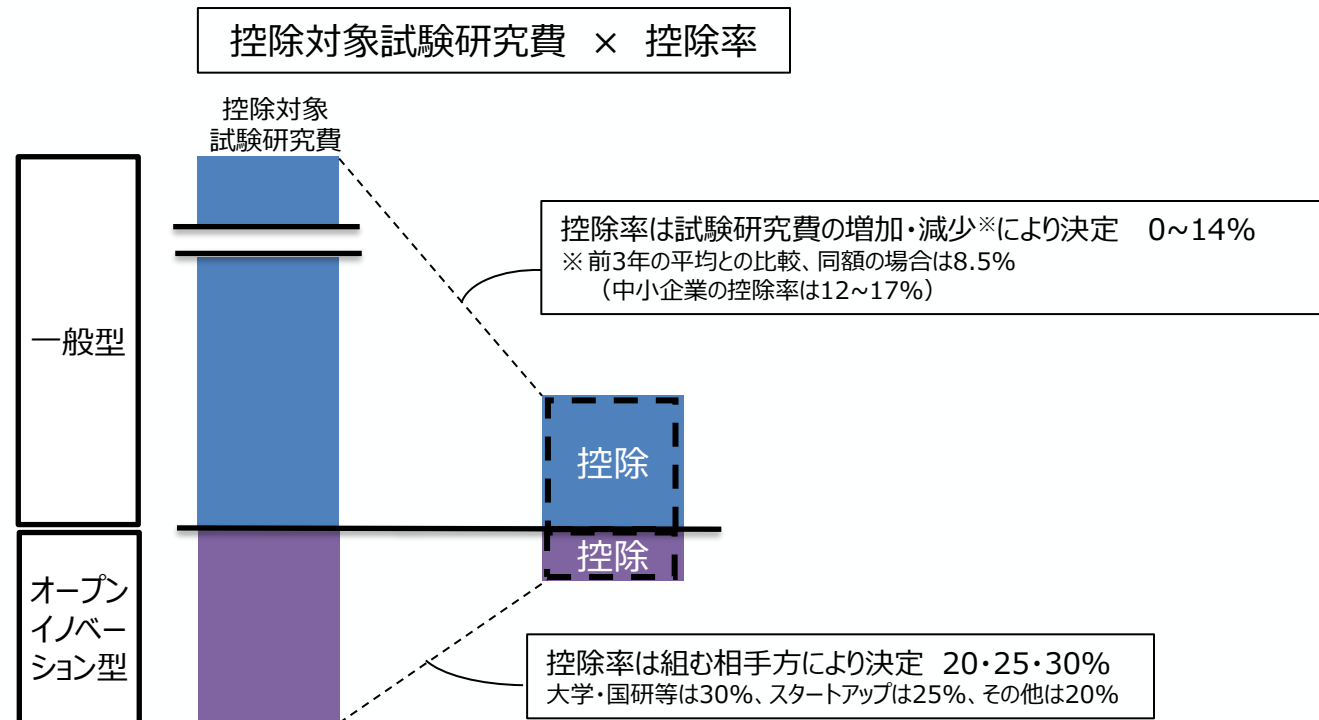
2026年6月

イノベーション・環境局 研究開発課

研究開発税制の概要（全体）【令和8年度】

- 研究開発税制は、**控除対象試験研究費の一定割合を法人税額から控除**できる制度です。
- 大きく分けて、現行の研究開発投資の全体額に適用可能な「**一般型**」※¹と、2者以上が関わる共同研究等に適用可能な「**オープンイノベーション型**」※²の2つの制度が措置されています。
- 控除対象試験研究費のうち、法人税額から控除できる割合（**控除率**）と、法人税額のうち、控除できる上限（**控除上限**）については、**一定の条件により変動**※³する仕組みです。

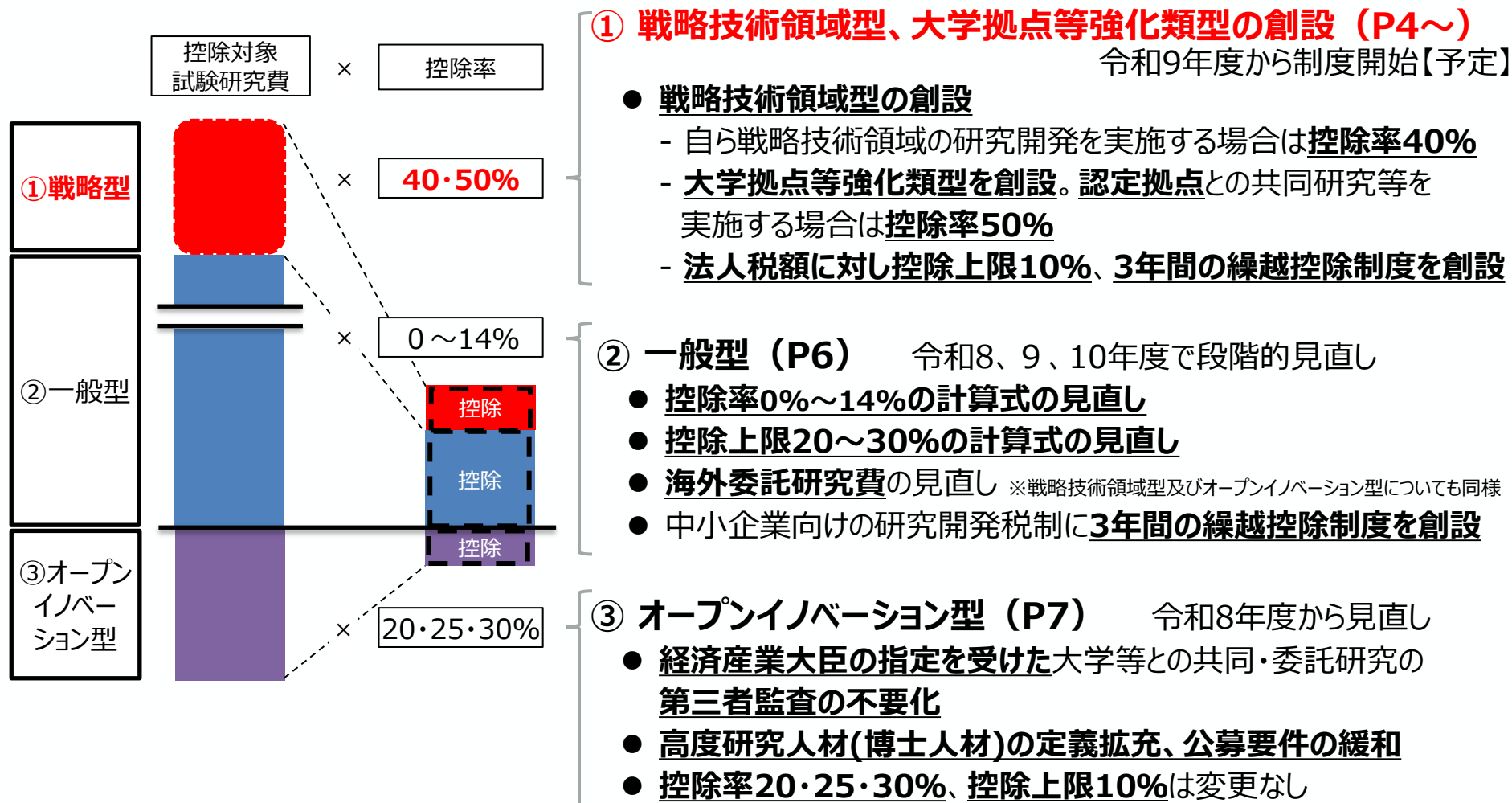
- ※ 1 資本金1億円以下等の中小企業者（注）等は、一般型よりも高い控除率を措置している「中小企業技術基盤強化税制」が適用可能です。
注）適用除外事業者又は通算適用除外事業者を除く
- ※ 2 オープンイノベーション型を適用した試験研究費の額については、「一般型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を適用することはできません。
- ※ 3 一般型の控除上限は、原則、法人税額の25%（試験研究費の増加・減少に応じた変動などにより制度全体で最大60%）。



研究開発税制の概要（全体） 【令和8年度税制改正内容】

- 令和8年度税制改正の大綱において、新たに「**戦略技術領域型**」※の創設等を決定しました。令和8～10年度にかけて順次施行予定です。

※ 戦略技術領域型又はオープンイノベーション型を適用した試験研究費の額については、「一般型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を適用することはできません。



① 戦略技術領域型、大学拠点等強化類型の創設（P4～）

令和9年度から制度開始【予定】

● 戦略技術領域型の創設

- 自ら戦略技術領域の研究開発を実施する場合は**控除率40%**
- **大学拠点等強化類型を創設**。**認定拠点**との共同研究等を実施する場合は**控除率50%**
- **法人税額に対し控除上限10%、3年間の繰越控除制度を創設**

② 一般型（P6） 令和8、9、10年度で段階的見直し

- **控除率0%～14%の計算式の見直し**
- **控除上限20～30%の計算式の見直し**
- **海外委託研究費の見直し** ※戦略技術領域型及びオープンイノベーション型についても同様
- 中小企業向けの研究開発税制に**3年間の繰越控除制度を創設**

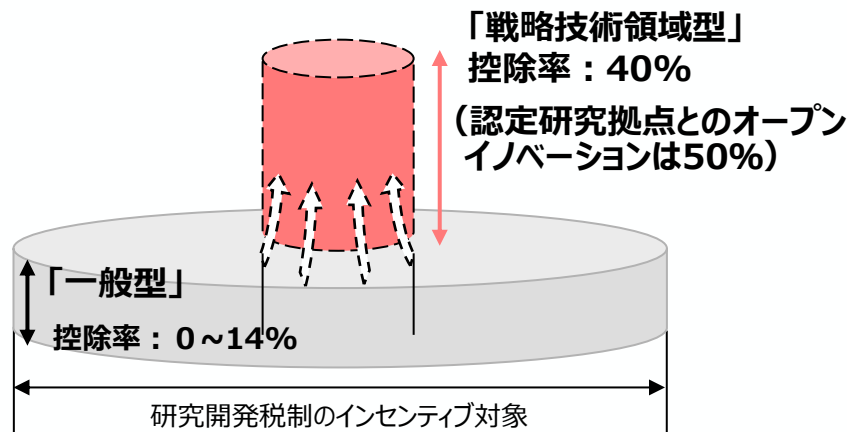
③ オープンイノベーション型（P7） 令和8年度から見直し

- **経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究の第三者監査の不要化**
- **高度研究人材(博士人材)の定義拡充、公募要件の緩和**
- **控除率20・25・30%、控除上限10%は変更なし**

①戦略技術領域型、大学拠点等強化類型の創設（令和9年度～【予定】）

- 「強い経済」を実現する上で、**戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化を行うため**以下を創設します。
 - ① **「戦略技術領域型」**の創設：事業者が、認定計画に基づき**自ら実施する戦略技術領域の研究開発**の控除対象試験研究費について、**40%**を法人税額から控除
 - ② **「大学拠点等強化類型」**の創設：①のうち、事業者が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発の控除対象試験研究費について、**過去最高の50%**を法人税額から控除
- 「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）の**控除上限は法人税に対して10%**になります。控除しきれない分は**3年間の繰越税額控除制度**（研究開発を増やした年に利用可）を措置しています。
- 令和10年度末までに認定を受けた計画に対して、**認定日から最大5年間適用**されます。

戦略技術領域型のイメージ



戦略技術領域

以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

(参考) 産業技術力強化法の一部を改正する法律案の概要

背景・法律案の概要

- ✓ 産業技術に関する研究開発を推進するため、**戦略的に重要な技術を特定し、その技術の研究開発を重点的に支援することが必要。**
- ✓ このため、**重点産業技術の指定**、事業者による**重点産業技術の研究開発に関する計画認定制度**、当該技術について**共同研究開発する体制がある研究開発機関の認定制度の創設**、認定を受けた事業者・研究開発機関に対する**支援措置等を講ずる。**

改正事項

1. 重点産業技術の指定

革新的な技術（A I・先端ロボット、量子、半導体・通信等）を、支援すべき技術として指定する。

2. 事業者の研究開発計画の認定、研究開発機関の認定

事業者は、重点産業技術に関する**研究開発計画の認定**を受けることができる。

研究開発機関（大学や国研等）は、**重点産業技術の研究開発に必要な知識や技術を有する人材、実施体制、設備等が確保されている拠点を持つこと**の認定を受けることができる。また、**認定された拠点を公表し、事業者との共同研究開発の実施を促進する。**

3. 重点産業技術に関する研究開発を推進するための措置

計画認定を受けた事業者に対して（1）～（4）を、認定された研究開発機関に対して（4）を措置する。

（1）研究開発税制のメリハリの効いた強化（「戦略技術領域型^{※1}」（「大学拠点等強化類型^{※2}」を含む）の創設）

※租税特別措置法に基づく特例

※1 認定を受けた事業者の研究開発について、その**試験研究費の40%**を法人税額から控除

※2 当該事業者が**認定を受けた研究開発機関と共同・委託研究開発する場合**、その**試験研究費の50%**を法人税額から控除

（2）補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例

事業者や研究開発機関が、補助金等で取得していた既存の設備を、別の研究開発に転用する際、補助金等を交付した大臣へ転用承認の申請が必要であるが、この承認申請を本法案に基づく計画認定申請と一括で行えるようにし、手続負担の軽減と計画実施の迅速化を行う。

（3）規制改革の円滑化

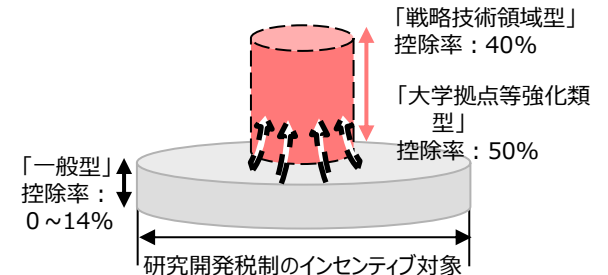
新しい技術の社会実装に向け、実証により得られたデータを用いて規制の見直しにつなげていく「規制のサンドボックス制度」を認定事業者が利用する際、経済産業大臣から規制担当大臣・事業所管大臣に対し本法案上の認定プロセスで得た情報を提供し、判断に必要な情報を充実させる。

（4）NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）による民間における研究開発の実施に関する助言や JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）による重点産業技術に関する情報提供

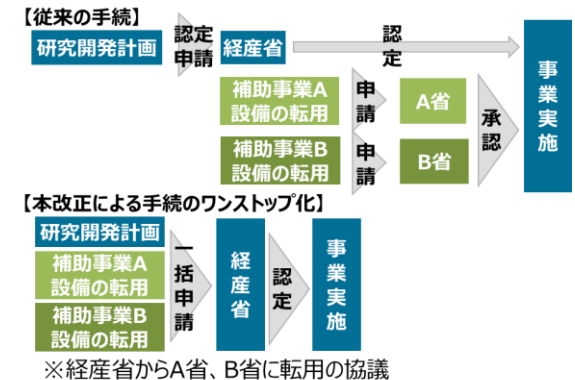
4. 重点産業技術の国等の委託研究の成果に係る特許権等について利用を促す措置

政府資金を供与して行っている委託研究開発に係る特許権等を受託者に帰属させることができる「日本版バイドール制度」において、当該特許権等が重点産業技術に関するものである場合、受託者が当該特許権等を正当な理由なく相当期間利用していない際、迅速な利用を促す。

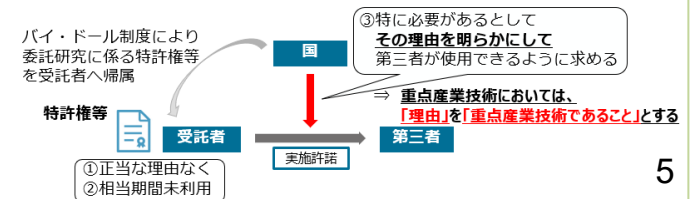
3. （1）戦略技術領域型のイメージ



3. （2）補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例のイメージ



4. バイドール制度の特例のイメージ

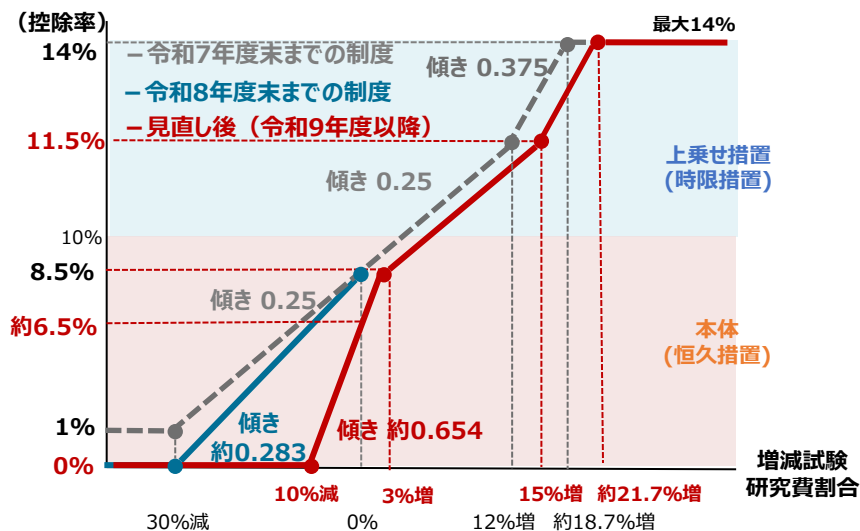


② 研究開発投資をより促すため等の見直し（一般型、海外委託費）

- 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇へ対応するため、**控除率**を見直すとともに、試験研究費の増減割合に応じて**控除上限が変動する制度**も同様に見直す。
- その上で、**時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置）**について、**適用期限を3年間延長**する。
- 加えて、海外への委託研究費について、**国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から**、海外で行う治験*を除き、**令和8年度から段階的に見直す**。

*医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。）

① 控除率の見直し

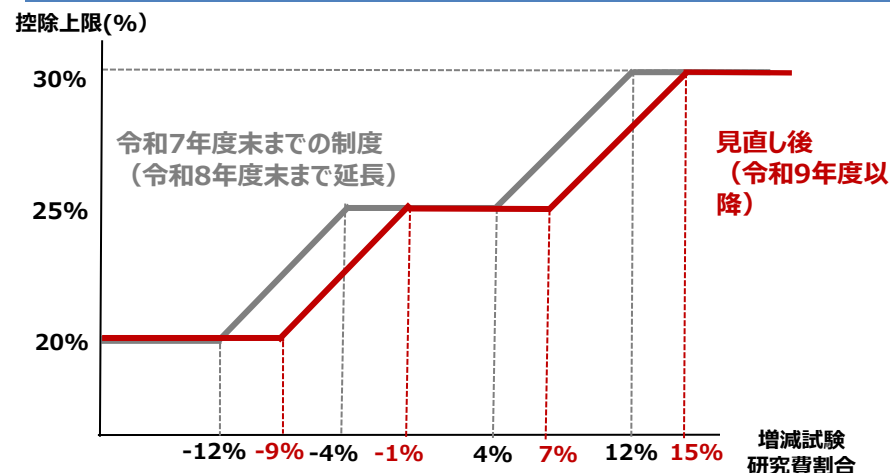


【時限措置の延長】

(1)控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、**適用期限を令和10年度末までの3年間延長**

(2)試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗せ措置について、**適用期限を令和10年度末までの3年間延長**

② 控除上限の見直し



③ 海外委託費の見直し

新医薬品の有効性等の確認の臨床試験の海外委託	左記以外の海外委託
100分の100	令和8年度 : 100分の70 令和9年度 : 100分の60 令和10年度～ : 100分の50

③オープンイノベーション型の手続き合理化、高度研究人材の活用の拡充

- 産学連携、博士号取得者の産業界での活躍を強力に後押し。オープンイノベーション型について、以下を措置する。

①大学等との共同・委託研究の手続き合理化：

一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究については、第三者による監査を不要とする。

②高度研究人材の活用の拡充：

高度研究人材の定義の拡充及び研究テーマの公募要件の緩和を行う。

①大学等との共同・委託研究

- 対象となる研究費の監査

	改正前	改正後(※)
大学等の手続き	大学等の確認	大学等の長(本部)の認定
税理士・会計士等の監査	要	不要

※大学本部の体制など一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等が対象



企業・大学等の手続きを大幅に緩和

②高度研究人材の活用

- 高度研究人材の定義

博士号取得から5年未満

**又は
上記の者を採用してから5年間(拡充)**

- 研究テーマの公募要件(提案者の範囲)

改正前

高度研究人材

拡充

改正後

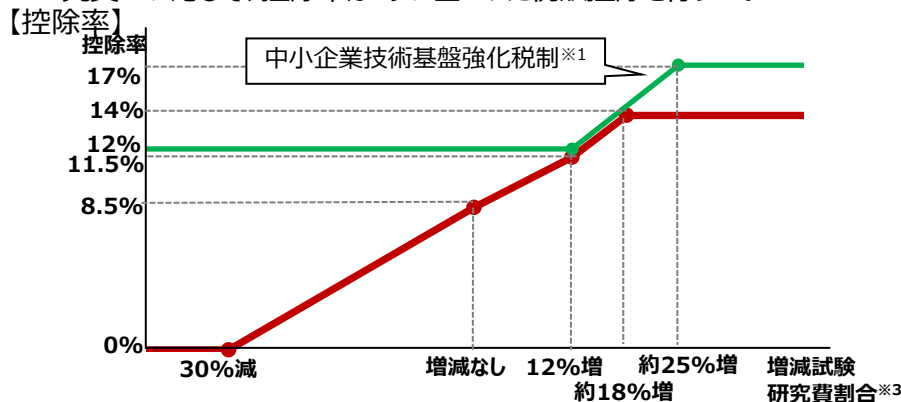
高度研究人材
を含む使用人

(参考) 研究開発税制の詳細 (令和8年度)

- 研究開発税制は、**研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除**できる制度。
- **研究開発投資の全体額に適用可能な一般型**^{※1}と、**2者以上が関わる共同研究等において適用可能なオープンイノベーション型**^{※2}が措置されている。

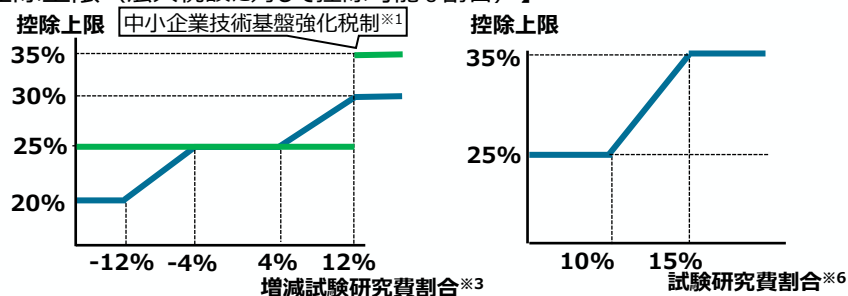
一般型

- 研究開発投資の促進のため、控除対象試験研究費につき、増減試験研究費^{※3}に応じて、控除率カーブに基づいた税額控除を行う^{※5}。



- 中小企業技術基盤強化税制^{※1}に**繰越税額控除制度(3年間)**を措置。

【控除上限 (法人税額に対して控除可能な割合)】^{※7}



試験研究費割合が10%超の場合、高い控除上限が適用

- 海外委託研究費は下記の割合の額^{※8, 9}

令和8年度～	70%
--------	-----

オープンイノベーション型

- オープンイノベーションの促進のため、共同試験研究・委託試験研究等を実施した際に、控除対象特別試験研究費につき税額控除を行う。
- 以下の類型に応じ、**一般型とは別枠で法人税額の10%まで税額控除**が可能。

制度の類型	控除率
特別研究機関 ^{※10} 、大学等との共同・委託試験研究	30%
スタートアップ等との共同・委託試験研究	25%
その他の民間企業等との共同・委託試験研究	20%
中小企業者の知的財産を使用して行う試験研究	
技術研究組合の組合員が協同して行う試験研究	
高度研究人材の活用に関する試験研究	
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究	

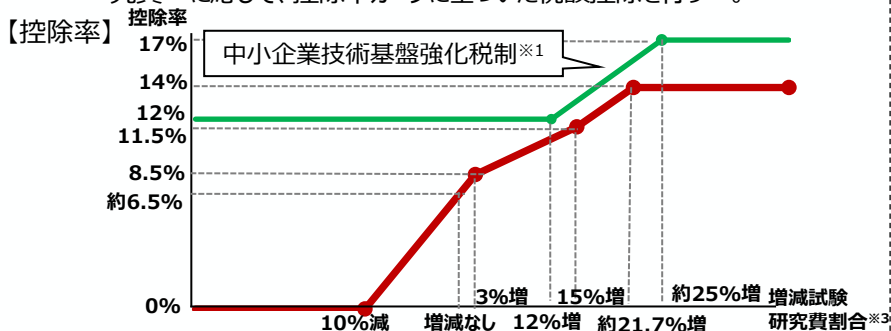
- ※1 資本金1億円以下等の中小企業者等 (適用除外事業者等を除く) は、一般型よりも高い控除率を措置している「中小企業技術基盤強化税制」が適用可能
- ※2 オープンイノベーション型を適用した試験研究費の額については、「一般型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を適用することはできない
- ※3 増額試験研究費の額 (試験研究費の額から比較試験研究費^{※4}の額を減算した金額) の比較試験研究費の額に対する割合
- ※4 前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額
- ※5 試験研究費割合^{※6}が10%超の場合の控除率
上乗せ適用前の控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 を加算
- ※6 適用年及び前3年以内の事業年度における売上金額の平均に占める試験研究費の額の割合
- ※7 設立10年以上等の要件を満たすベンチャー企業においては、より高い控除上限が適用される
- ※8 「医薬品等 (医薬品、医療機器又は再生医療等製品) に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験の委託に係る試験研究費の額」は除く
- ※9 オープンイノベーション型についても同様
- ※10 特別研究機関とは、以下の①～④が該当
① 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項に規定する試験研究機関等
② 国立研究開発法人 (日本医療研究開発機構、量子科学技術研究開発機構等)
③ 福島国際研究教育機構
④ 国立健康危機管理研究機構

(参考) 研究開発税制の詳細 (令和9年度～)

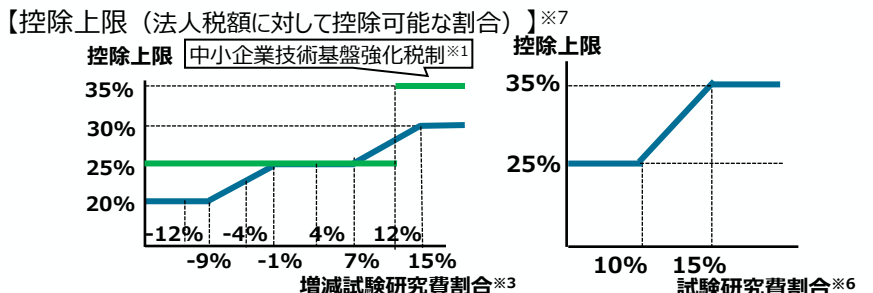
- 研究開発税制は、**研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除**できる制度。
- **研究開発投資の全体額に適用可能な一般型**※1と、**戦略技術領域の研究開発に適用可能な戦略技術領域型 (大学拠点等強化類型含む)** ※2、**2者以上が関わる共同研究等に適用可能なオープンイノベーション型**※2が措置されている。

一般型

- 研究開発投資の促進のため、控除対象試験研究費につき、増減試験研究費※3に応じて、控除率カーブに基づいた税額控除を行う※5。



- 中小企業技術基盤強化税制※1に**繰越税額控除制度(3年間)**を措置。



試験研究費割合が10%超の場合、高い控除上限が適用

- 海外委託研究費は下記の割合の額※8、9

令和9年度～	60%	令和10年度～	50%
--------	-----	---------	-----

戦略技術領域型、大学拠点等強化類型【予定】

- 戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化を行うため、**戦略技術領域の研究開発につき、40%を法人税額から控除**。
- **大学拠点等強化類型**では、**認定研究拠点との共同・委託研究開発につき、50%を法人税額から控除**。
- **一般型、オープンイノベーション型とは別枠で法人税額の10%まで税額控除が可能**。控除しきれない分は**繰越税額控除制度(3年間)**を措置。

戦略技術領域：①AI・先端ロボット、②量子、③半導体・通信、④バイオ・ヘルスケア、⑤フュージョンエネルギー、⑥宇宙

オープンイノベーション型

- オープンイノベーションの促進のため、共同試験研究・委託試験研究等を実施した際に、控除対象特別試験研究費につき税額控除を行う。
- 以下の類型に応じ、**一般型、戦略技術領域型とは別枠で法人税額の10%まで税額控除が可能**。

制度の類型	控除率
特別研究機関※10、大学等との共同・委託試験研究	30%
スタートアップ等との共同・委託試験研究	25%
その他の民間企業等との共同・委託試験研究	20%
中小企業者の知的財産を使用して行う試験研究	
技術研究組合の組合員が協同して行う試験研究	
高度研究人材の活用に関する試験研究	
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究	20%

※1 資本金1億円以下等の中小企業者等 (適用除外事業者等を除く。)は、一般型よりも高い控除率を措置している「中小企業技術基盤強化税制」が適用可能

※2 戦略技術領域型又はオープンイノベーション型を適用した試験研究費の額については、「一般型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を適用することはできない

※3 増額試験研究費の額 (試験研究費の額から比較試験研究費※4の額を減算した金額) の比較試験研究費の額に対する割合 ※4 前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額

※5 試験研究費割合※6が10%超の場合の控除率 上乗せ適用前の控除率×(試験研究費割合-10%)×0.5を加算 ※6 適用年及び前3年以内の事業年度における売上金額の平均に占める試験研究費の額の割合

※7 設立10年以内等の要件を満たすベンチャー企業においては、より高い控除上限が適用される

※8 「医薬品等 (医薬品、医療機器又は再生医療等製品) に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験の委託に係る試験研究費の額」は除く

※9 戦略技術領域型及びオープンイノベーション型についても同様

※10 特別研究機関とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項に規定する試験研究機関等、国立研究開発法人 (日本医療研究開発機構、量子科学技術研究開発機構等)、福島国際研究教育機構、国立健康危機管理研究機構が該当